

2020年2月20日

Press Release

報道関係各位



新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策について（その2）

日本薬剤師会、日本保険薬局協会、日本チェーンドラッグストア協会の3団体は、掲題の件につきまして各会員に対し通知を発出いたしましたので、ご報告いたします。

お問合せ先：日本薬剤師会 広報課

電話：03-3353-1171

FAX：03-3353-6270

koho@nichiyaku.or.jp

日薬業発第 427 号
令和 2 年 2 月 20 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策について（その 2）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する薬局・店舗販売業の各店舗における対応については、令和 2 年 1 月 29 日付け日薬業発第 411 号にてお願いしたところですが、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において受診の目安が示されたこと（本年 2 月 19 日付け日薬業発第 426 号）、マスク不足を受けてポスターが作成されたこと（本年 2 月 13 日付け事務連絡）等を受け、別添のとおり改めて薬局・薬剤師関係団体より各団体のすべての会員に向け、適切な対応についての周知を求めることといたしました。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件に関する情報につきましては、本会HPに掲載しているほか、厚生労働省のHPでも感染症情報等について掲載されておりますので、適宜ご確認ください。

（別添）

- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策について（その 2）（令和 2 年 2 月 20 日付け、日本薬剤師会、日本保険薬局協会、日本チェーンドラッグストア協会）

（参考）

○日本薬剤師会HP

<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/disaster/virus.html>

HOME > 日本薬剤師会の活動 > 災害対策・感染症対策 > 新型コロナウイルス関連肺炎に関する情報

○厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekakaku-kansenshou/index.html

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報

令和 2 年 2 月 20 日

会員各位

日本薬剤師会 会長 山本信夫
日本保険薬局協会 会長 南野利久
日本チェーンドラッグストア協会 会長 池野隆光

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策について（その2）

政府は 2 月 17 日、新型コロナウイルス感染症対策本部の下に設置された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の議論（2 月 16 日開催）を踏まえ、国民に向けた「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」をとりまとめ、公表しました【別添 1】。

さらに同日、厚生労働省からは「新型コロナウイルスを防ぐには」として、新型コロナウイルス感染症の特徴や日常生活で気を付けること、そして、どのような場合に相談・受診するのかが示されました【別添 2】。

また、今般のマスク不足の問題を受けて、全国マスク工業会や厚生労働省など関係省庁等の連名により、マスクに関する国民向けポスターが作成されたところです【別添 3】。

各会員におかれましては、これらの内容についてご理解いただくとともに、薬局・ドラッグストアの窓口や店頭においては、別添 1～3 を活用した来局者・来店者の方々への情報提供に努めていただくようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る対策の見直しについては、日本医師会から 2 月 17 日付で都道府県医師会長および郡市区医師会長へ通知が発出されておりますので、参考にさせていただきますようお願いいたします【別添 4】。

別添 1. 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（新型コロナウイルス感染症対策本部）

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について 「国民の皆さまへのメッセージ」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

別添 2. 新型コロナウイルスを防ぐには（厚生労働省）

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について 「大臣記者会見概要」
(2月17日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

別添 3. マスクについてのお願い（啓発ポスター）

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について 「国民の皆さまへのメッセージ」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594878.pdf>

別添 4. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対策の見直しについて
(日本医師会)

http://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/2019ken2_271.pdf

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかるときのお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

マスクについてのお願い

現在、予防用にマスクを買われている方が多いですが、感染症の拡大の効果的な予防には、

風邪や感染症の疑いがある人たちに 使ってもらうことが何より重要です。

3つのお願い

1

マスクは買い占めなくても **大丈夫**

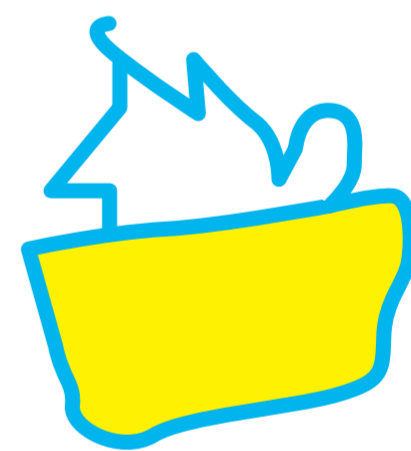
風邪や感染症の疑いのある人にマスクを届けるために、必要な分だけ買うようにしましょう。



2

使い捨てマスクがないときは **代用品** を使おう

ガーゼマスクや、タオルなど口を塞げるものでも飛沫（くしゃみなどの飛び散り）を防ぐ効果があります。



3

こまめな **手洗い** などの基本も大事

帰宅時や、料理・食事の前など、口や鼻に触れる前に、こまめに手洗いなどをしましょう。



#マスクの使い方考えよう

#新型コロナウイルス対策

マスク不足を解消するために官民連携して
毎週 **1億枚**^(※) 以上のマスクを消費者のみなさまにお届けします。

※供給量。医療機関等から順次拡大していきます。



全国マスク工業会



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry



消費者庁
Consumer Affairs Agency

都道府県医師会長 殿
郡市区医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長
横 倉 義 武
日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対策の見直しについて

昨日（2月16日）、首相官邸において、安倍総理大臣出席のもとに、新型コロナウイルス感染症専門家会議が開催され、感染経路を追えない複数の事例が確認されたことから、感染の段階が国内感染の早期に進んだとの認識で一致しました。

今後は、流行地の渡航者・接触者に対する警戒を継続しつつ、国内にウイルスが侵入することを水際でくい止める対策から、肺炎発症者のサーベイランスにより重症化や死亡例を出さない対策に重点を置くなど、国内各地に患者が発生することを前提とした対応に舵がきられました。

同会議で報告された現時点の患者像については以下であります。受診前に帰国者・接触者相談センターへの相談を案内する対応に変更はありませんが、いずれにしても各医療機関においても事前に察知できない感染者の来院を想定した対応が求められます。

- ・感染経路は飛沫感染・接触感染
- ・一部の患者に強い感染力を持つ可能性がある
- ・無症状病原体保有者がいる
- ・無症状～軽症の人が多い
- ・発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ(倦怠感)を訴える人が多い
- ・高齢者・基礎疾患保有者は重篤になる可能性が高い
- ・対症療法が中心で、特別な治療法はない

また、国からは本日付けで別添のとおり同感染症についての相談・受診の目安が示されたところです。

したがいまして、本会として、現時点で医療機関が講じるべき対応について、下記のとおりとりまとめましたので、貴会におかれましても、本件についてご了知のうえ、貴会会員に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 日本医師会ホームページに掲載する「新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き」（2013年8月31日）などを参照の上、可能な限りの院内感染対策を講じ、同感染症以外の患者はもちろん、医療機関スタッフへの感染防止に努めるとともに、国内における感染拡大を想定し、診療継続計画を再確認、見直すこと。
2. 今後、PCR検査の対象は、原因不明の肺炎で重症化が疑われる事例が主体となる。特に、①高齢者、②糖尿病・心不全・透析等基礎疾患がある、③免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている、④妊婦、等ハイリスクと考えられる者への対応には注意し、該当事例については、速やかに帰国者・接触者相談センターに相談すること。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。